

福祉会館利用要件の変更について

感染症拡大防止対策として福祉会館の利用定員は通常の2/3に制限していましたが、令和5年2月6日より、通常の利用定員となります。尚、引き続き以下の感染症予防対策にご協力ください。

1 利用定員（変更あり）

変更前（定員の2/3）			変更後（通常の定員）	
○会議室	66名	➡	○会議室	100名
○研修室	30名		○研修室	45名
○小会議室	10名		○小会議室	15名
○ボランティアコーナー	13名		○ボランティアコーナー	20名

2 活動内容の制限（変更なし）

- 各団体が感染症対策を徹底したうえで利用可とする。
- 共有スペースのソファ、ロビー机等は、間隔をあけて利用可とする。

3 利用時の注意点について（変更なし）

- 発熱（微熱も含む）、咳、下痢など風邪の症状がみられる場合は来館しない。
- マスクを着用する。
- 活動前、活動後に手指の消毒を行う。
- 近距離での会話や発声、高唱を避ける。
- 換気を徹底する。
- 「施設利用票」に参加者全員の連絡先等を記入し、受付窓口に提出する。
（施設利用票は福祉会館受付で配布）
- 使用後に利用団体の責任で消毒作業を行う（机、椅子等）。
- 従来通り飲食は原則できません。水分補給は可能です。

以上の内容をご確認の上、ご利用ください。